

第5回
佐賀市自治基本条例検証委員会
【資料】

平成29年3月2日(木)

佐賀市 協働推進課

本日の内容

■日 時 平成29年3月2日（木） 10:00～11:30（予定）

■場 所 佐賀商工ビル 7階 共用大会議室

■次 第

- 1 開会 (10:00)
- 2 第5回審議事項 (10:05)
 - (1) 第4回委員会の振り返りについて
 - (2) 条例改正の可否について
 - (3) 答申書（案）及び検証結果（案）について
- 3 事務局連絡事項
- 4 閉会 (11:30)

■会議資料

- ・資料1…第5回佐賀市自治基本条例検証委員会【資料】
- ・資料2…答申書（案）及び検証結果（案）

(1) 第4回委員会の振り返りについて

(1) 条例の運用状況について（第23条、第25条を除く）

（事業者の役割及び責務）

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【論点】

- ・ 事業所の地域社会への貢献意識がまだまだ低いと感じる。大手は、話をすれば共鳴されるが、全体的にはまだ足りていないので、広報することによって意識が変わっていくと思う。企業に行って話しをすることが一番大事と思っているし、私たちのほうからの問い合わせがまだ行き届いていないというのを実感している。
- ・ CSR活動は中小企業もやっていかなければならないというのは大分理解が進んでいると思う。ただ、実際問題として、企業としては、ある程度利益につながるような部分だけ協力するという考えの人もある。だから、企業も社会の一員であり、果たせる役割はあるという考えをずっと浸透させ、意識づけをやっていかなければならないと思う。その部分は行政のほうからよりも、やはり民間レベルで商工会議所とかがやっていかなければいけないのかなという気はする。

【論点について事務局からの説明】

- ・ この間、企業に対し行政としては、平成25年度、26年度に事業所を回り、この条例のことを伝えてきている。27年度からは、交流連携事業で企業を含む多様な主体の活動事例の発表や交流の場を設けている。そこで、自分たちだけでは解決できないような地域課題を解決するため、企業と行政や市民活動団体などが協働するきっかけとなるような出会いの場を、意図的につくることで、実際に条例の理念を発信するとともに、企業が動けるような環境づくりも進めている。

【委員からの主なコメント】

- ・ 大学の先生は、地域のことと自分の専門分野とが結びつかないことがたくさんあり、地域とつながるといった感覚は薄いのもかもしれない。だから、ごみ掃除など、そういうところから少しまちづくりにも出ていかなければならないというのをずっと感じていた。
- ・ これだけの企業に案内をきちっとされている。これを、地域のまちづくり協議会に教えてあげて欲しい。企業としては、書類だけ来ても、積極的なところだけしか出てこないの、掘り起こすためには、こういう広報をどこに送っているかが分かれば私たちが行きや

すい。

- 建設業協会にも依頼に行って欲しい。専門知識と道具を持っているから、何かのときに手伝ってくれば非常にありがたい。建設業者にそういう依頼をしてあると言ってもらえば、身近なところに頼みに行くかもしれない。
- 逆に、企業に協力してもらったことをきちんと広報してもらおうと、自分のところもやろうかとか、この程度で名前が載せてもらえるのならば、という気になるのではないか。
- 協働でやりたいとか、協力、参加したいという気持ちがあるところが増えてきたと思うが、何からやればいいのかで戸惑うので、こういう活動があるという、協働のカタログみたいなものがあれば、ありがたいと思う。
- これを手伝いに来て欲しいという登録制度をつくってくれば私も登録する。

[事務局] 企業と市民活動団体、それから企業と行政、企業とまち協の協働のやり方というのが、まだ手探り状態で、なかなか事例が集まっていない状況である。その事例集めも兼ねて、異業種の出会いの場を設けており、その中で一緒に取り組まれているような事例を集めたい。こういうものの成果として何らかを提供できるようにしていきたいと思う。

(情報共有の推進)

第13条 市民等、議会及び市長等は、情報共有によるまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市民活動団体、事業者、議会及び市長等は、正当な理由がある場合を除き、まちづくりに関する情報を積極的に、かつ、分かりやすく公表し、又は提供するよう努めるものとする。

3 市民等は、別に条例で定めるところにより、議会及び市長等に対し、市政に関する情報の公開を請求することができる。

【論点】

- ・ せっかくよい条例ができて、パソコン等を使えない人もいるので、広く市民へ発信するためには様々な手法を活用しなければきちんと伝わっていかないとと思う。

【論点について事務局からの説明】

- ・ パソコン等を使われない人への周知の方法として、今まで出前講座とかパンフレットの配付、それから市報への記事掲載などを行ってきた。より多くの市民に条例を知っていただくためにどのような手法がより効果的なのか、皆様の御意見も参考にしながら検討していきたいと考えている。

【委員からの主なコメント】

- ・ 私はまちづくり協議会の顧問をやっているが、ホームページの「つながるさがし」。ものすごくできがよくて、いろんな校区の情報がたくさん載っており、参考になるのだが、このような意見が出るので、情報量は少ないが、各地で白黒の情報紙を全戸配布している。これを配布するため皆さん気合入れてやっておられ、記者は全部の行事に出られている。編集する人は大変だなと思いつつも、やはり今の時代でもきちんと紙ベースの情報は必要だということを感じる。ぜひいろんなところで工夫していただければと思う。

(意見等の取扱い)

第19条 市長等は、市民等から市政に対する意見、要望、提言等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

【論点】

- ・ 市民から意見、要望、提言が何件出ていて、内容等も分からない。どのような意見が市民から出ていて、それに対して、どのような対応をしてどのように改善されたと誠実に明白に報告してもらおうと、市民としてもオープンな清らかな市政のイメージがあり、気持ちが良いと思う。

【論点について事務局からの説明】

- ・ 個別対応を求められる場合は、やはり担当した職員、そこから流れの中で対応した経緯をきちんと市民の皆様伝えていくのが当然である。市政へ提言したい場合は、提言用紙で声を届けてもらおうと、希望があればホームページに回答内容まで公開される。紙媒体による提言方法は、葉書やファクス、提言箱に添え付けの様式で投函する方法がある。提言様式には回答の要・不要や、ホームページ等への掲載の可否の欄もある。

過去の具体的な提言内容はホームページに掲載しており、そこで詳しい質問の内容と佐賀市の回答をご覧いただける。自分が提言したい内容と同じものがあるか、こちらで中身を確認していただく。もしなければ、ぜひこの提言箱を御利用いただければと思う。

市政への提言実績は、平成26年度は全体で430件、うち電子提言は212件。430件中ホームページへの公開希望が129件だった。また、平成27年度は436件の提言があっている。

【委員からの主なコメント】

- ・ 私も長く佐賀市に住んでいるが、提言用紙を見たのは初めてだった。こういうものがあることを教えてもらおうとありがたい。

[事務局] 提言箱の設置場所は、市役所の本庁と7支所、全公民館と市の主な施設に全部、提言箱と用紙も一緒に置いている。あと、メール、ファクスでも受け付けている。長年住んである方でも、提言箱の存在、こういう形で運用しているというのを御存知なく、制度が行き届いていないという状況を、この検証委員会で改めて認識した。この制度を担当している秘書課広聴係にも、このことを必ず伝えたい。

- ・ 新聞社にも投書欄のようなものがあり、図書館や市営バスに関する話も多い。よくある質問など、ある程度まとまった御意見は、新聞社や市政記者に言ってもらえば、どこに対してこういう意見が寄せられたという欄は紙面につくることができる。新聞読者は高齢層が多いので、そこがリンクできたらいいと思うし、マスコミは投書を載せることまでで、あとを誰に動いてもらおうとかがない部分でもある。よければマスコミ媒体もいろいろ使っていただければと思う。

- ・ 図書館のことはやはり図書館に投書するのが一般的で、そういう人は図書館で答えを見たいのではないかと思う。投書の横に回答が書いてあるのを見て、共感したり、こういうことをほかの人も思っていたのかが非常に伝わっていったりするし、回答が置いてあることで、ここに提言箱があるという宣伝にもなると思う。

紙で出された方には、掲示可能かも聞いた上で、提言箱の近くに回答とあわせて一定期間掲載すれば、ほかの市民も、こういう意見に対し、市はこう答えていることを見られるので、作業は非常に大変になると思うが、一番の宣伝にもなるのではないか。

[事務局] 少なくとも、紙の提言に関しては、手紙や同じ媒体で返事をしている。ただ、図書館で出た御意見だったら図書館に掲示をしたほうがいいのではないかというところだが、部署によってはそういう市民のニーズに答えているところあるかもしれないので、そのあたりは確認したい。

- ・ 提言箱の広報の仕方の難しさを、さきほど話されたが、例えば、佐賀市のイベントとか、佐賀市文化会館のコンサートとかは同類パンフレットしかないので、こういうものが入ってもいいのではないか。それと自治会長がまずこれを知っておいてもらうのがとても重要だと思っている。自治会長のところに提言や苦情が結構来るので、住民から言われたときに、こういう制度があると勧められたらいいと思うし、行政相談員に相談してもいいと思う。

- ・ 本庁に提言箱があるのは知っていたが、公民館にあるのは知らなかった。自治会長の半分は1年で交替しているので、4月にこういうのを自治会長に示していただければと思う。

公民館でも、何か皆さんの御意見があったらこういうものがあると言ってもらえば、どんどん広がっていくと思う。ただ置いていて、ホームページを見てくれでは、なかなか広がらない。私もホームページはほとんど見ないが、パソコンを頻繁に使っている人でもそれを見ない人が結構いると思う。

- ・ まず、ベースとして提言が来たときに、どこかで公開されているということが重要である。そういう点で、ホームページの威力は非常に大きいと思うが、現場近くにあることで、担当者側に一つの動機づけを与えると思う。だから、公民館に来た話は、公民館で伝わっていくことがすごく重要だと思う。

今、改築する公民館の設計図を書いているが、そこに意見や答えを載せる掲示板を置きたい感じはする。

【論点】

- ・ 広報は、1回やれば終わりではなくて、しつこくやっていかないと浸透していかない。だから、あまり手をかけないでうまく広報できる方法、例えば今、サロンと老人会とが両方離れてできているので、それぞれに広報するとか、あらゆる団体に機会を使ってやっていけばと思う。市報に載せるだけではなく、そういうふうな形で小まめにやっていけば広がっていくのではないかな。

【委員からの主なコメント】

- ・ 今まで運用のことでずっと議論してきたが、条例全般として、特に知ってもらおうということがいかに大事かをずっと言われてきたと思う。だから、これから先も具体的にこの自治基本条例に則って、佐賀市が一体どういう施策を繰り広げてきたかがわかるような形で伝えられるといいと思う。佐賀市がこういう条例をつくって、みんなで協働のまちをつくっていくということを、私たちも、特に若い委員が、ずっと語り続けなければいけないのだろうなという感じがする。そのうち、佐賀市から自治基本条例の大使とかに任命して、これはあなたの仕事とか、走り回らせるのも一つの手だと思う。具体的に人間が話し始めるとすごく違ってくると思うので、ぜひそういう制度もつくって、広報を広げていっていただければという感じがする。

(2) 条例改正の可否について

第7条 市民等の役割及び責務

【論点】

「自らの発言及び行動に責任を持ち」の条文が入っていることで、まちづくりに参加しようという気持ちにブレーキをかけているような印象を与えるのではないか。

【委員からの主なコメント】

- ・ ワークショップをやったときに、何か動かないことを危惧される人たちもいれば、まちを動かすのは自分たちだからもっと積極的に責任を持って、という人たちもいたという感じがする。
- ・ 第2項の2行目の「助け合いの精神をもってまちづくりに参加するもの」というところにクローズアップが来ればいいのだろうと思っており、ほかはこのくらいのおさまりでいいのではと思っている。
- ・ 地域で各団体の行事があるが、一番重要な40代、50代の人非常に少ない。仕事や子育てが忙しいとかいう人たちをどう引っ張り出していくのかが一番の悩みだ。
また、民生委員の役割・責務の文言はもっときつい。先に文章を見せたら、私はできないと言われる。この条例のこういう書き方も、今の時代、だんだんそういう責任を持つという意識が薄れてくるから、きちっと書いておいたほうがいいという気もする。
- ・ 防災とかの議論をするときに、誰が住んでいてどういう状況かというのは把握したいと思うが。自治会に加入しない世帯は助けなど要らないということなのか。
- ・ 自治会としては各町内の個人宅や、入院や施設に入られたとかは全部把握している。それと消防団が2年に1回、空き家を含めて調査するし、民生委員が独居とか御夫婦2人とか、高齢者宅を把握している。
- ・ 熊本地震のときに、いろんなところで災害が起こったときにも、パニックは殆ど起きていない。やはり地域のコミュニティというものが非常にしっかりしている。
今から先、少子高齢化の時代に起こる災害は、助け合わない限りはもうアウトだ。そういうのは災害のときだけではなく、例えば地域で徘徊老人を見守るネットワークをつくるなど、温かいまちをつくらうとしているときに、私は市役所と直接やりとりするから、関係ないと言われても。自らの発言、行動に責任を持つというのは重過ぎる感じもあるかもしれないが、それくらい言わないとだめなのではないか。

[事務局] 「自らの発言及び行動に責任を持ち」というのは、人間社会を生きる大人として当然のことぐらいの条文の入れ込み方で、むしろ委員が発言されたように、第2項の部分で助け合いの精神を持ってというようなところにスポットを当てて発信をしていくというところで、ここの部分の重さにこだわり過ぎる必要もないのではというように考えている。

- ・ 多分条文を書いた委員たちは、今ちょっと重たいと思っているかもしれないが、あのとき根性を入れて書いたと思う。

検証結果：継続審議

第8条 市民活動団体の役割及び責務

【論点】

「地域における課題の解決」という文言が重い印象を与えている、これがネックになり、内部活動に留まってしまう懸念がある。運用で、公益性のある活動でも十分であるというふうな広報、説明をしていかないといけない。

【委員からの主なコメント】

- これは「及び」でつないであるから、何か両方やらないといけないと。あるいは「努めなければならない」と、こういうところだけが強くなっている。NPOや、地域の団体はどういうふうに頑張ろうとしているかは様々なので。ここで一番言いたいのは、市民活動がまちづくりの中核だと書きたかったのだと思う。とにかく、佐賀市がやるべきものの枠組みが物すごく広がっているので、それを数人の担当が、しかも全域にするということは考えられない。それぞれのところで頑張ろうということだった気がする。一番のポイントは、地域における課題の解決及び活性化に貢献するように努めなければならないというのが、市民活動団体に課せられた役割としては重過ぎないかというようなことだと思うが、言っていることはわからないでもないという感じのレベルである。

検証結果：継続審議

第9条 事業者の役割と責務

【論点】

事業者の役割は地域社会との調和という非常に消極的な表現になっている。もう少し市民活動団体と同じような具体的な書き方ができないか。消極的な事業者に協力をお願いし、一緒にやっ払いこうという声かけをするための根拠になるのがこの条文だと思うので、もう少し積極的な文言を入れてもいいと思う。

【委員からの主なコメント】

- ・ 第8条の市民活動団体は、いわば中核部隊だと認識しているということと、事業者とはどちらかというそれを補完、補助するもう少しやわらかな表現になっていると思う。最初の認識は、事業者とは何かとか、この自治基本条例の対象者かどうかというような距離感からこのレベルになった。事業者も自治基本条例の非常に重要なメンバーとして認識し、入れたところから始まったような記憶がある。だから、このようなやわらかな文章になっているのかもしれない。ただ、二人の委員がずっと、こんなものではだめだ、もう少し強くしようとずっと言い続けられていたのは記憶している。

そういうことを理解した上で、実際にこの文章をどうするか結論は次回にしたい。

検証結果：継続審議

第10条 議会の役割及び責務

第11条 市長の役割及び責務

第12条 職員の役割及び責務

【論点】

各機関の役割については、特にまちづくり上の役割を書けばよく、10条から12条までのそれぞれの条文の第1項は省略してもよいのではないかと。

【委員からの主なコメント】

- ・ ほかの条例や法律に定めがあるものをわざわざ書く必要ないと言われたら確かにそうだが、理念条例というのは、権利義務ばかりが来るような条例と違って、やはり市民が読んでわかる、読み物性のある程度持っておかないと。市民が、これは地方自治法にもあったと思って、そこから地方自治法を読む人は普通いない。そうすると、やはり要所でこの役割というのは入っておかないと、条文をながめていったときにつながらない。だから、私はこのままあったほうがいいのではないかと思う。
- ・ 検討会議で職員とは何か、市長の補助機関とは何かというような話がずっと議論され、それから市長と議会との間の関係というのは一体どうなっているのかが議論になり、そういうことを1個入れておかないといけないのではと言われたのを記憶している。特に自治基本条例上、問題がなければこのままにしておきたい。

検証結果：条文変更なし

第31条 国際的な視野の醸成

【論点】

- ・ 「文化の多様性への理解」をダイバーシティつまり性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性まで広げてはどうか。この条例にダイバーシティをうたった条文が必要なのではないか。

前文には一応「わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ」とあるがもう少し明確な立場で踏み込んだ表現が必要になってくると思う。

国際的というのはもっと広い意味での多様性の理解、またそういう人の多様性の才能とかを活用していくまちづくりが必要になってくるのではないかと思う。

【委員からの主なコメント】

- ・ 国際については異論ないが、文化の多様性の理解、ダイバーシティまで広げてはどうかというのは非常に重要な指摘である。ここに載せるかどうかということと別に、これをどういうふうに表示していくかということとをちょっと一緒に悩んでみたいと思う。これは、私たちにとっては新しいテーマで、この自治のところに入るかどうかはわからないが、そういうテーマがあること自体は間違いない。他の自治体では、そういう結婚証明書に近いようなものを出すというようなところもある。そういうところまで自治の範疇が広がってくるということは理解できるので、ここに書くかどうかは別にして、少し議論してみたい。

検証結果：継続審議

(2) 条例の改正の可否について

佐賀市まちづくり自治基本条例検証状況（第4回終了時点）

章	条	内 容	条文		運用 回
			回	検証結果	
前文					
第一章 総 則	第1条	目 的			
	第2条	定 義			
	第3条	この条例の尊重			
	第4条	自治の基本理念			
	第5条	まちづくりの基本原則			
第二章 市民等の権利並びに 市民等、議会及び 市長の役割及び責務	第6条	市民等の権利			
	第7条	市民等の役割及び責務	2, 4, 5	継続審議	
	第8条	市民活動団体の役割及び責務	2, 4, 5	継続審議	
	第9条	事業者の役割及び責務	2, 4, 5	継続審議	4
	第10条	議会の役割及び責務	2, 4	変更なし	
	第11条	市長の役割及び責務	2, 4	変更なし	
	第12条	職員の役割及び責務	2, 4	変更なし	
第三章 情報共有、市民 参加及び協働	第13条	情報共有の推進			4
	第14条	説明責任			
	第15条	会議の公開			
	第16条	個人情報の適正な管理			
	第17条	市民参加の推進			
	第18条	意見公募手続			
	第19条	意見等の取扱い			4
	第20条	審議会等			
	第21条	住民投票	2	変更なし	
	第22条	協働の推進	2	変更なし	
	第23条	地域コミュニティ活動	3, 5	継続審議	3
	第24条	災害等への対応			
	第25条	子どもへのまなざし	3	変更なし	3
第四章 市政運営	第26条	総合計画			
	第27条	行政評価			
	第28条	財政運営			
	第29条	行政手続			
第五章 国及び他の地方公共 団体との関係等	第30条	国及び他の地方公共団体との関係			
	第31条	国際的な視野の醸成	2, 5	継続審議	
第六章 条例の検証	第32条	佐賀市自治基本条例検証委員会			
	第33条	条例の見直し			
		全般	2, 5	継続審議	4

※審議事項は の部分

(市民等の役割及び責務)

第7条 市民等は、自治の主体であることを自覚するとともに自らの発言及び行動に責任を持ち、第4条に規定する自治の基本理念を実現するための役割を広く担うものとする。

2 市民等は、まちづくりに関する情報を収集するとともに、まちづくりに関わるあらゆる主体の立場及び意見を尊重し、助け合いの精神をもってまちづくりに参加するものとする。

【論点】

- ・ 「自らの発言及び行動に責任を持ち」という文言が入っていることで、まちづくりに参加しようという気持ちにブレーキをかけているような印象を与える条文の書き方だと思う。

【委員からの主なコメント（第2回）】

- ・ 一般的に見ると、最初から敷居が高いと思われるのはあるかもしれない。
- ・ 第1項で自分たちが主体ということを感じて、その役割を広く担おうと言って、第2項で具体的に自らの発言及び行動に責任を持つことぐらいの入れ方でいいのでは。
- ・ 条文の標題の「役割及び責務」が既に重い。とにかく主体であることを自覚するというのでいいのではないか。
- ・ 検討会議では、この自治基本条例をつくったことによって、市民が市政や議会に対して直接クレームを言うようになってくるのではないかという意見もあった。市民を排除というわけにはいかないから、行動する際には責任持つようにという意見があった。

〔事務局〕 検討会議では、「市民は住みやすいまちにするために自分の言動に責任を持ち行動する」とか、「自己責任を持ってルールを守る必要がある」とか、「お互いを認めて尊重し、自らの発言にも責任を有するべきだ」というふうな意見があったようである。

他自治体も「発言及び行動に責任を持ち」という条文が入っているところと入っていないところがある。

- ・ 文言の感じ方は人様々で、むしろ第2項と書いて責任持つことというほうが重たいと感じる人もいるかもしれない。
- ・ 一般的にはそういうルールを守らない人が多いから、もう少しきちんと責任を持ってほしい。

【委員からの主なコメント（第4回）】

- ・ ワークショップをやったときに、何か動かないことを危惧される人たちもいれば、まちを動かすのは自分たちだからもっと積極的に責任を持って、という人たちもいたという感じがする。
- ・ 第2項の2行目の「助け合いの精神をもってまちづくりに参加するもの」というところにクローズアップが来ればいいのだろうと思っており、ほかはこのくらいのおさまりでいいのではと思っている。
- ・ 地域で各団体の行事があるが、一番重要な40代、50代の人非常に少ない。仕事や子育てが忙しいとかいう人たちをどう引っ張り出していくのかが一番の悩みだ。

また、民生委員の役割・責務の文言はもっときつい。先に文章を見せたら、私はできないと言われる。この条例のこういう書き方も、今の時代、だんだんそういう責任を持つという

意識が薄れてくるから、きちっと書いておいたほうが良いという気もする。

- ・ 防災とかの議論をするときに、誰が住んでいてどういう状況かというのは把握したいと思うが、自治会に加入しない世帯は助けなど要らないということなのか。
- ・ 自治会としては各町内の個人宅や、入院や施設に入られたとかは全部把握している。それと消防団が2年に1回、空き家を含めて調査するし、民生委員が独居とか御夫婦2人とか、高齢者宅を把握している。
- ・ 熊本地震のときに、いろんなところで災害が起こったときにも、パニックは殆ど起きていない。やはり地域のコミュニティというものが非常にしっかりしている。

今から先、少子高齢化の時代に起こる災害は、助け合わない限りはもうアウトだ。そういうのは災害のときだけではなく、例えば地域で徘徊老人を見守るネットワークをつくるなど、温かいまちをつくろうとしているときに、私は市役所と直接やりとりするから、関係ないと言われても。自らの発言、行動に責任を持つというのは重過ぎる感じもあるかもしれないが、それくらい言わないとだめなのではないか。

- [事務局] 「自らの発言及び行動に責任を持ち」というのは、人間社会を生きる大人として当然のことぐらいの条文の入れ込み方で、むしろ委員が発言されたように、第2項の部分で助け合いの精神を持ってというようなところにスポットを当てて発信をしていくというところで、この部分の重さにこだわり過ぎる必要もないのではというように考えている。
- ・ 多分条文を書いた委員たちは、今ちょっと重たいと思っているかもしれないが、あのとき根性を入れて書いたと思う。

(市民活動団体の役割及び責務)

第8条 市民活動団体は、市民活動がまちづくりの中核となるべきものであること及び自ら
がその担い手であることを自覚し、市民活動を通じて地域における課題の解決及び地域の
活性化に貢献するよう努めなければならない。

2 市民活動団体は、地域における課題の解決及び地域の活性化を図るため、市民活動団体
の相互の連携及び組織の活性化に努めるものとする。

【論点】

- ・ 「地域における課題の解決」という文言が重い印象を与えている。団体はこれがネックになり、積極的に協働という形はとらずに、自分たちの内部活動に留まってしまう懸念がある。現時点では、市民活動団体の増加と活性化が必要な段階であるので、まずは、ハードルを少し下げ、例えば、第2条第2号の市民活動団体の定義に照らし「公益性のある活動をしている団体」という表現を第8条に取り入れてはどうか。

ただし、一度やわらかい表現に変えてしまうと、少し律する形のものに変えようとするのは相当至難のわざだと思うので、安易に和らげることはできないと思う。

運用で、公益性のある活動でも十分いいよというふうな宣伝、広報、理解、説明をしてい
かないといけない。

【委員からの主なコメント（第2回）】

- ・ 確かに市民活動団体は楽しんでやってはだめというようなことになる可能性もある。私たちも市民活動団体をつくって活動しているが、地域の課題を解決しているかについては余り自信がない。

【事務局】 佐賀市の「参加と協働をすすめる指針」中で取り組む主体について説明をしている部分がある。この中で「法人格の有無、地縁型やテーマ型の区別に関わらず、市民を基盤として課題解決に取り組む団体を総称して、「市民活動団体」と呼んでいる。」と定義しているというところが1つ根底にある。

市民活動団体というのはあくまで公益性のある活動を行い、その公益というのが何らかの地域の役に立っているというのを表現した場合に、地域の課題の解決であるとか、地域の活性化であるというような表現になったのではないかと考えている。

【委員からの主なコメント（第4回）】

- ・ これは「及び」でつないであるから、何か両方やらないといけないと。あるいは「努めなければならない」と、こういうところだけが強くなっている。NPOや、地域の団体はどういうふうに頑張ろうとしているかは様々なので。ここで一番言いたいのは、市民活動がまちづくりの中核だと書きたかったのだと思う。とにかく、佐賀市がやるべきものの枠組みが物すごく広がっているので、それを数人の担当が、しかも全域にするということは考えられない。それぞれのところで頑張ろうということだった気がする。一番のポイントは、地域における課題の解決及び活性化に貢献するよう努めなければならないというのが、市民活動団体に課せられた役割としては重過ぎないかというようなことだと思うが、言っていることはわからないでもないという感じのレベルである。

(事業者の役割及び責務)

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会へ貢献するよう努めるとともに、その事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図らなければならない。

【論点】

- ・ 事業者の役割について、もう少し具体的に、例えば第8条のような書き方はできないか。市民活動団体には課題の解決とか地域の活性化という文言が入っているのに、なぜか事業者では地域社会との調和という非常に消極的表現になっている。

積極的ではない事業者に対して協力をお願いし、一緒にやっ払いこうという声かけをするための根拠になるのが、この条例だと思う。佐賀で事業をやる人はまちづくりに一緒に参加してもらいたいという思いを支えるためのものになると思う。「調和」というだけだと、何となく足りないと思うので、もう少し、市民活動団体と同じような積極的な文言を入れてもいいのかなと思う。

【委員からの主なコメント（第2回）】

- ・ 会社というのは利益主義になりがちだから、自分たちが当然ながら市民の一員であって、社会の一角を占めているというところを経営者も社員もきちんと考えてもらわなければ。私は厳し目でちょうどいいと思う。
- ・ 検討会議のときは事業者も一緒になってやっ払いこうとでまとまったと思う。
- ・ 大企業や中堅企業はCSRをきちんとやっている。だから、規模に関わらず、当然中小企業や小企業も、そこを意識し、同じような役割を担わなければいけないと思うし、そういう考え方も言っておかないと、事業活動自体が社会貢献であるみたいになってしまう。
- ・ 熊本地震のとき、例えば、コンビニが一番の危機的な状態のときに、住民に対して全部オープンにしろとか、水を全部先に配れとかいう指令が降りてきて、まちづくりにきちんと参加してきたというように、むしろ積極的にやっているところもある。だから、あんまり気にしなくてもよいのではという感じはするが。

[事務局] 第7条の（市民等の役割及び責務）の「市民等」には事業者や市民活動団体も入っている。その上で8条、9条を定めてある。市民活動団体は、社会の課題を解決する目的があって活動をしているので、ちょっと負荷をかけたような表現になっている。事業者についても当然地域社会へ貢献するというを求めた条文となっている。その上で、まなざし運動への参加をお願いしたり、地域の河川清掃と一緒に協力を促したりとか、そういうことをもって地域との調和というような表現になったという経過があった。

- ・ 「地域社会との調和を図る」というのは、例えば、町並みを何とかとか、そういう趣旨の条文ということなのか。

[事務局] 検討会議でも、どうしても地域活動へ企業のほうから出てこられる動きが鈍いというような意見が出たかと思う。事業活動の実施に当たっては、地域社会との調和を図る。それと、まずは地域を構成する一員であるということをきちんと自覚し、その一員として地域社会の貢献が第一に来るというような文脈になっているということで御理解いただけるかと思う。

- ・ 昔から古い町並みを保存しているところ、お寺がいっぱいあるようなところにけばけばしいものをつくってもらったら困るということは当然あるわけだから、最低限の調和のことを言っているのだろうなという気はする。

【委員からの主なコメント（第4回）】

- ・ 第8条の市民活動団体は、いわば中核部隊だと認識しているということと、事業者とはどちらかというところを補完、補助するもう少しやわらかな表現になっていると思う。最初の認識は、事業者とは何かとか、この自治基本条例の対象者かどうかというような距離感からこのレベルになった。事業者も自治基本条例の非常に重要なメンバーとして認識し、入れたところから始まったような記憶がある。だから、このようなやわらかな文章になっているのかもしれない。ただ、二人の委員がずっと、こんなものではだめだ、もう少し強くしようとずっと言い続けられていたのは記憶している。

(地域コミュニティ活動)

第23条 市民等は、安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するため、身近な地域の課題を共有し、その解決を図り、及び当該地域の活性化を図ることを目的とした自主的な活動（以下「地域コミュニティ活動」という。）を行うよう努めるものとする。

2 市長等は、地域コミュニティ活動を尊重するとともに、その活動が促進されるよう支援に努めるものとする。

【論点】

- ・ 「その活動が促進されるように支援する」ことも必要だが、協働というためには、それぞれが役割を分担して共に活動する場合についても書いてはどうか。

地域コミュニティ活動は住民だけがやって、それを市がただバックアップするというふうに読めたので、むしろ市自体がネットワークの橋渡しの役割をするなど、主体的な関わりをしてもいいのではないかと思った。

- ・ 「地域の課題を共有し、その解決を図り」という文言が重いイメージで、「その解決を図り」という箇所を「その解決に向け活動し」という表現に和らげてはどうか。

地域活動はやる気と行動力がある人たちに結構頼りきりなところが多い気がしている。どの段階かで常に新しい人が入ってこないといけないと思うが、どの団体も、地域課題の解決が前面に来ると、重荷に感じてしまっていて入りづらいと思う。条文上でも、解決に向けてまずは一緒にやってみようということではないかときついのではないかと思う。

(国際的な視野の醸成)

第31条 本市は、まちづくりにおいて国際的な視点が必要であることを認識し、他国の都市、団体等との交流及び連携を図ることにより、市民等の国際的な視野を広げ、もって文化の多様性への理解を深めるよう努めるものとする。

【論点】

- ・ 「文化の多様性への理解」をダイバーシティつまり性別や人種の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性まで広げてはどうか。この条例にダイバーシティをうたった条文が必要なのではないか。

前文には一応「わたしたちは、年齢や性別等に関わりなく、誰もが人と人とのつながりや温もりを感じ」とあるがもう少し明確な立場で踏み込んだ表現が必要になってくると思う。

国際的というのはもっと広い意味での多様性の理解、またそういう人の多様性の才能とかを活用していくまちづくりが必要になってくるのではないかと思う。

【事務局からの説明】

- ・ 検討委員会の中でも、男女共同参画の視点の議論の中で出たようである。前文の中に、「年齢や性別にかかわらず、誰もが」、その「誰もが」安心して生活できる社会をというような文面になっていて、その部分をどういう人たちということを特定しない、誰もがという言葉でダイバーシティを表わしていると考えられるのではないか。

【委員からの主なコメント（第2回）】

- ・ 私も事務局の考えに同感するが、もう少し明確な立場を示していい頃になっていると思う。
- ・ 起草部会ときには具体例を書き出すと止まらなくなるだろうということで、これに決めたと記憶している。確かに世界の流れとか世間の流れというのは、ダイバーシティをどう考えるかという感じである。この前文だけだと「年齢と性別に関係なく誰もが」としか読めないで、そこにマイノリティが入ってくるとは文脈上あまり考えないと思う。だから、多様性を受け入れるような表現が入ったほうが、時流に沿うような気がする。
- ・ 検討会議では、国籍が異なる人たちが、佐賀の中で普通に暮らせるのかというようなことも言われたと思う。一方で、それを政治的と捉える人たちがいたことも事実である。だから、その辺りを少しやわらかくして、まえがきでおさめておこうというようなことになった気がする。ただ、国際だけは明らかに今からそういう時代が来るとことはわかっているので、そういうことを国際として書いておこうということだったと思う。
- ・ 県外から来られた方は、女性に対しての優しさだとかの視点がちょっと弱いのではないと言われる。また、企業のほうでは、身障者に対してのいろんな課題はあるけれども、精神障害は非常に今問題になっていると思う。
- ・ この条文そのものが問題なのではなくて、これをもう少し発展的に解釈していくような、そういう国籍だけではなく、まえがきに書いたようなことをもう少し我々として共有しておかなければいけないと思う。

- ・ 確かにこの国際だけでは表現を語り尽くせないものをまえがきに書いたが、これをこれから先、佐賀というところが悩まなければいけない。

その上のもっと広域、九州州政府みたいなことをイメージしていたと思う。もっとやわらかく境目を除いていこうというようなことがあった気がするが、国際もその中の一つとしてある。逆に今度はマイノリティの人たちとの向き合い方をどうするかということもあったという気がする。少なくとも、そういう視点でこの条文の見直しについて議論をしたことを記録に残しておいてほしい。

【委員からの主なコメント（第4回）】

- ・ 国際については異論ないが、文化の多様性の理解、ダイバーシティまで広げてはどうかというのは非常に重要な指摘である。ここに載せるかどうかということと別に、これをどういうふうに表現していくかということとをちょっと一緒に悩んでみたいと思う。これは、私たちにとっては新しいテーマで、この自治のところに入るかどうかはわからないが、そういうテーマがあること自体は間違いない。他の自治体では、そういう結婚証明書に近いようなものを出すというようなところもある。そういうところまで自治の範疇が広がってくるということは理解できるので、ここに書くかどうかは別にして、少し議論してみたいと思う。

【論点】

- ・ 条例なので仕方がないと思うが、前々から硬い文章で、なじめないという声を聞いていた。他の条例や法令との関係で難しい部分はともかくとして、条文ごとにメリハリの効いた表現ができないものか検討する価値はあると思う。
- ・ まちづくり自治のために市がどのような役割を果たすべきなのかをもう少し具体的に書いた方がいいように思う。例えば、人材育成、人材の派遣、市政に限定しない情報提供、市民活動のネットワークづくり、啓蒙活動など、すでにされていること、これから始めることがあると思うので、それらを整理してみてもどうか。

【事務局からの説明】

- ・ わかりやすく親しみが持てるような表現については、他市の条例を参照すると、多くの条例には前文がついており、読みやすいように口語体が使われている。長崎市の「よかまちづくり基本条例」は、条文そのものも口語体になっているが、他の自治体については、従来の法律、条例の書き方になっている。口語体になると、どうしても日本語の文法がかなり難しいところがあって、疑義が出たり、さまざまな解釈がとられてしまったりする。
ルールとしてきちんと解釈できる、疑義が生じないようなものにしないといけないという側面から全国的に口語体の条例に広がりが出てこなかったというような状況がある。
長崎市の場合は、どうしても疑義が生じないような、一部基本的なルールを決めるということでこの条例がある。そのため検討委員会、起草部会では、通常の今までどおりの条例の表現で案を出していただいている。

【委員からの主なコメント（第2回）】

- ・ 検討会議で、せっかく悩んでこう決めたのに、最後に法令になじまないと言われて変えられた。最後の抵抗として前文だけは触らせない、その中に気持ちを盛り込むぞというような形になっていったと思う。それを十分承知の上で委員が発言されているということは理解しておきたい。
運用のほうで、「こういう条例をもう少しわかりやすく書かないと伝わらないよ」と、「条文だけ見せても」というふうにも意見が出ているが、後でそちらも含めてちょっと議論していきたいと思う。
まちづくりのために市がどのような役割を果たすべきなのかについては、23条をやるときに、いわゆるコミュニティ活動が基本だと我々は認識しているので、そのコミュニティ活動を進めるに当たって佐賀市の役割とは何かというようなことを少し議論したい。

(3) 答申書(案)及び検証結果(案)について

佐賀市自治基本条例検証委員会で審議された内容を検証結果として取りまとめ、答申書とともに佐賀市長へ答申する。

答申書案及び検証結果の全体の構成案は、別添の資料2を参照。

次回（第6回）検証委員会の開催について

■日 時

平成29年4月26日(水) 10:00～11:30(予定)

■場 所

佐賀商工ビル 7階 共用大会議室（佐賀市白山二丁目1番12号）

（※委員の方には、後日、開催通知を郵送します。）